議題1　経営所得安定対策について（豊田市提出）

資料1

市名		各市の状況
1	名古屋市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 　国は飼料用米等の作付にインセンティブを拡大しようとしているが、飼料用米等における農家の収入は交付金に依存するところが大きいため、今後の交付金次第では主食用米に比べ大きく収入が下がる可能性がある。加えて多収品種を導入する場合は、主食用品種との混入防止のために作業工程管理、専用の貯蔵施設などが必要なため経費や労力がかかる。今後の展望が分からない状況下での飼料用米等の生産はリスクと労力が大きく、当協議会としても農家の方々に強く推奨するのが難しい現状にある。 　今後の経営所得安定対策についての動向を注視するとともに、農家にメリットのあるビジョンを検討していきたい。 【地域農家への周知】 　これまでは、生産数量目標の配分の際に、制度周知用のためのパンフレットを配布していたが、平成30年産より生産数量目標の配分が行われなくなるので、今後の農家への制度周知は検討が必要である。
2	豊橋市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 　本市では、豊橋農協受託協議会の会員を中心とした担い手が、経営所得安定対策を活用しながら飼料用米や稲WCSへの転作を進めている。また、稲WCSでは、耕種農家と畜産農家が生産利用組合をつくり連携した取組みも行われているところである。平成30年産以降のビジョン策定にあたっては、国が30年産以降も水田活用直接支払交付金の枠組みを維持し、飼料用米等の作付にはインセンティブを拡大していく方向性を示していることから、こうした動向を見極めるとともに、今後も豊橋農協受託協議会など、関係機関と協議、調整を進めるなかで、飼料用米、稲WCSを中心とした転作作物の維持拡大を図っていきたいと考えている。 【地域農家への周知】 　豊橋農協受託協議会など関係団体と連携を密にして情報共有していくほか、地域農業再生協議会から郵送により農家に周知していくことを想定している。
3	岡崎市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 地元のJAとも協議中であるが、近年の米価下落、集荷（カントリー）、平野部においては用水の上限水量等が定められている等の問題があるため、現状以上の水稲（新規需要米含む）の作付は好ましくないと考えています。 したがいまして、米・小麦・大豆を中心とした現状のブロックローテーションを踏襲するという方向で考えています。ビジョンにおきましても同様です。 【地域農家への周知】 生産組合長会議を年4回ほど開催しており、その中で周知を図っていく予定です。まだ検討中であるが、各農家へは生産数量目標に相当する値を示した方がみなさん安心するのかなと考えています。
4	一宮市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 生産者に数量の配分をすることもできなくなり、生産者・集荷業者の自主性にまかされることになります。このことから行政が主体となってビジョンを作成するのは困難となり、この地域での米の需要状況などを報告することにより、生産調整の必要性を生産者と集荷業者が中心となり十分に協議を行った上で作成することになると思われます。 【地域農家への周知】 公表された受給見通しなどをにより、新規需要米等に取組む必要性をJA広報へ折り込むことを検討。

市名		各市の状況
5	瀬戸市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 今後検討予定です。 【地域農家への周知】 今後検討予定です。
6	半田市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 半田市は知多地域で策定することとなるため、今のところ未定です。 【地域農家への周知】 農業生産組合長会議等を通じて、周知していく予定です。
7	春日井市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 国の動向を注視しながら、今後の対応を検討していく。 【地域農家への周知】 農協と協力しながら、実行組合長会（農協が主催する地域の農家の代表者が集まる会議）において、周知をしていくことを想定している。
8	豊川市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 国からは、平成30年度から行政による生産数量目標の配分をせず、米の直接支払交付金がなくなるとの情報があるなか、豊川市においても同様の想定をしております。水田活用フル活用ビジョンの策定については、東海農政局が示している資料では、「地域段階の協議会では、作物ごとの作付ビジョンを策定し、米以外の作付を誘導」とあるので、これまで同様、協議会としてビジョンの策定が必要かと思われますが、現段階では検討しておりません。 【地域農家への周知】 現在は、水田所有農家への目標面積配分のため、4月から市内各地区での組合長会議の実施、および郵送により案内・周知しています。平成30年度以降、目標面積の配分が無くなることから、これまでのように水田を所有する全農家に対する配分に係る事務は不要になると思われますが、今後の米政策の内容が明示されていないため現段階では検討しておりません。
9	津島市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 当市は、西部の「あまそだち地域農業再生協議会」と東部の「海部東地域農業再生協議会」の2つの協議会で構成されているが、両協議会ともに協議会でのビジョン策定見込みはないため、今後の国や中央会からの情報を参考に検討していく。 【地域農家への周知】 農協支部長会等での周知を行う予定。
10	碧南市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 現時点では検討していない。国、県からの情報提供及び、JAあいち中央管内の連絡会議を通じて今後検討していきたい。 【地域農家への周知】 同上
11	刈谷市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 本市では、国や県からの動向を注視し、JAと連携を図りながら基本的には29年産と同様にビジョンを策定し、事業を進めていく予定です。 【地域農家への周知】 作付けに関して特に大きな変更点がなければ、例年通りJA等を通じて地域農家へ周知する予定です。

市名		各市の状況
12	豊田市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 現時点では平成30年以降のビジョン策定に向けた具体的な方針及びスケジュールは決まっていない。今月中にJAが大手法人にヒアリングを実施し、その結果をもとにJAと市で方向性を検討する予定である。 現在は国から配分された面積を、平地地域、中山間地域と差をつけた状態で配分している（中山間地域はブロックローテーションの取組が難しいため、主食用米の配分を高めに設定） 平地地域の大規模農家は農地の集積も比較的進んでおり、ブロックローテーションの取り組みが集落を中心に進められている。そのため引き続き安定した計画生産を行うことができるようブロックローテーションの実施にむけた支援をしていく必要があると考えている。 一方、中山間地域は自家消費が主流な小規模農家が大半を占める。今後の営農継続性を考えると高齢化による営農中断にならないよう、産地交付金の産地戦略枠を活用した農地保全を主眼におくことも必要であると考える。 【地域農家への周知】 多くの農家から、今後の交付金の動向を聞かれるものの具体的な情報発信は行っていない状態である。
13	安城市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 地域農業再生協議会において、主食用水稲を含む作付計画を記載したビジョンを作成したいと考えているが、まだ、国からの情報も少ないことから、事務局である市とJAでの協議が始まったところで具体的なことは決まっていない。 【地域農家への周知】 具体的には決まっていないが、平成29年度4月に開催予定の地域農業再生協議会総会以降に市内の大地区（東・西・南・北及び桜井地区）単位で説明会やJA営農部会での説明会を実施したいと考えている。
14	西尾市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 引き続き、ブロックローテーションによる生産調整に即した内容で策定していきたいと考えている。 【地域農家への周知】 検討中
15	蒲郡市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 本市では水稲生産者は日々減少しており、水稲面積も一世帯あたりもかなり小規模なものとなっております。そのため作付けをしたとしても、親類や近所にあげているのみで、販売はしておりません。一部では、販売をしておりますが規模は小さく地域振興作物と併せて生産をしているため、30年産以降のビジョンも現状と変わらずに行っていきたいと考えております。 【地域農家への周知】 文書による案内を考えております。
16	犬山市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 ・H30以降の内容や策定プロセスについてはまだ検討を行っていない。 【地域農家への周知】 ・H29は水田実施計画書の配布とともに各農家へ周知。H30の対応は未定。
17	常滑市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 米の生産数量の目標や水田フル活用ビジョンは、知多5市5町で構成されている知多地域農業再生協議会で設定しています。平成30年産以降のビジョンについては、検討していませんが、現時点では国から示されている情報等をもとに、今後地域農業再生協議会で検討していくこととなります。 【地域農家への周知】 今後ビジョンを設定した場合は、市のホームページや経営所得安定対策などの事務手続きを行う常滑市農業振興推進協議会の総会などで周知を図ります。

市名		各市の状況
18	江南市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 当市では大規模米農家がほぼなく、大部分が自家消費用の米農家となっています。 そのため、主食用米の生産数量目標の配分を策定しなくても、需給において大きな悪影響は生じないと考えています。 【地域農家への周知】 広報や農家への個別通知による周知を予定しています。
19	小牧市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 国がら提供される米の需給実績や販売進捗・在庫などの情報と、市内の米の生産調整実施状況と作物の作付動向を基に、市と農協で作物ごとのビジョンを策定していく方向で考えています。 【地域農家への周知】 支部長会での説明や、営農計画書配布のときの資料配布などで周知を行いたいと考えています。
20	稲沢市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 現段階での検討なし。今後、近隣市の状況も踏まえながら、JA等と検討していく。 【地域農家への周知】 市やJA広報誌等への掲載、JA実行組合長会議での周知等
21	新城市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 本市としては新城市地域農業再生協議会主導により本業務を遂行しているが、現在具体的なビジョン策定等の検討は実施していないが、本市の農業関係各種機関で構成される「農振幹事会」により当地域（中山間地域）の現状に即したビジョン策定に向け、今後農業再生協議会による素案を基に検討していくこととなっている。 【地域農家への周知】 各集落生産組合長会や、人・農地プラン作成のための集落座談会、また、次年度営農計画書作成に伴う、作付け計画の意向確認の際チラシ等同封、関係機関によるHPや、場合によっては関係農家向けの説明会等を行うことで周知を図ることと計画している。
22	東海市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 知多地域では、管内の5市5町で地域農業再生協議会を設置し、それぞれの地域の振興作物の実情を踏まえたビジョンを策定しておりますので、今後、協議会の中で検討を進めてまいります。 東海市においては、タマネギなどの振興作物への転作が進んでいる一方で、水稲の自家利用も多く見られる地域となっております。 今後も市の単独事業である転作推進事業交付金等を活用し、需要に応じた水稲生産となるように推進してまいります。 【地域農家への周知】 本市においては27の生産・実行組合がございますが、組合長会等において制度等の説明を行い、周知を図ってまいります。 また、水田を所有するそれぞれの農家等には、作付意向調査表(兼 水稲生産実施計画書 兼 営農計画書)を送付しており、その中で自主的取り組み参考値として、水稲の作付け目標面積をお知らせしております。
23	大府市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 今後、協議会（知多地域農業再生協議会）で検討していくべきことではありますが、現段階では検討されておりません。 【地域農家への周知】 大府市営農振興対策協議会（農業者団体等で組織）や市農業振興委員会（農業再生協議会の下部組織）を通して周知するとともに、必要に応じて地域ごとでの説明会を開催します。

市名		各市の状況
24	知多市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 知多地域では5市5町で「知多地域農業再生協議会」を設置し、地域の振興・作物の実情を踏まえたビジョンを策定しています。今後協議会で検討していくべきことではありますが、現段階では検討していません。 【地域農家への周知】 米の直接支払交付金に関しては、今年4月27日(水)に農協と合同で開催した「地域運営協議会」にて30年度から廃止と説明しており、事前に農業者に周知しています。 また、現在応募対象となっている農業者に対しては、直接説明する予定をしています。
25	知立市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 策定していない 【地域農家への周知】 今後の検討課題
26	尾張旭市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 ・現段階では、ここ3年本市への配分は大きく変動ないため、その数値をもとにビジョンを設定していく予定。 ・情勢、他市町の状況をみてあわせていく。 【地域農家への周知】 ・これまで同様、地域農業再生協議会総会と営農計画書提出依頼時に方針の周知をはかります。
27	高浜市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 現段階では検討していませんが、農用地利用改善組合、あいち中央農業協同組合等の関係機関と調整し、平成30年産以降のビジョンを策定する予定です。 【地域農家への周知】 農用地利用改善組合、あいち中央農業協同組合等の関係機関と調整し検討していく予定です。
28	岩倉市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 平成30年産以降のビジョンについて現段階で検討していない。他市の状況を把握し、適切に対応したいと考えている。 【地域農家への周知】 個別具体的な案はないが、どのように行うか検討しています。
29	豊明市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 未定 【地域農家への周知】 未定
30	日進市	経営所得安定対策につきましては、平成30年産以降の検討はできていないのが現状です。現段階では、平成29年度当初の地域再生協議会総会において、案を提示できればよいと考えております。そこで、今年度中には、他の協議会案も参考にしながら、地域にあった農業の推進を図ることができるよう、また、地域農家の理解が得られるよう検討してまいりたいと考えております。
31	田原市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 未定 【地域農家への周知】 生産部長会議で周知

市名		各市の状況
32	愛西市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 今のところ検討していない。 【地域農家への周知】 地域の農家組合の代表者の会合（支部長会、実行組合長会）にて周知予定。
33	清須市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 　今のところ策定の予定はありません。 【地域農家への周知】 　今後の国の政策に係る情報提供については、農協が開催する集落営農に係る会議などを通じて周知を図っていきたいと考えています。
34	北名古屋市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 検討していない。 【地域農家への周知】 予定していない。
35	弥富市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 　現時点では、平成30年産以降の国の具体的な農業施策が示されていないため、ビジョン策定の検討は行っておりません。 【地域農家への周知】 　農地の利用集積が進み、多くの農地は担い手農家が耕作しているため、周知だけでなくビジョン策定の検討も含め、担い手農家との協議が必要になってくると考えています。
36	みよし市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 現状では、関係機関と連携しきめ細かい需要・価格情報、販売進捗・在庫情報等の提供等の環境整備を検討し、現段階ではビジョン策定については検討に至っておりません。 【地域農家への周知】 地域農家への周知につきましても方法等は検討に至っておりません。
37	あま市	【平成30年産以降のビジョンの策定】 検討中 【地域農家への周知】 検討中
38	長久手市	【平成30年度以降のビジョンの策定】 まだ情報収集の段階です。 【地域農家への周知】 上記と同じく情報収集の段階です。

議題2　農地転用申請の際の市の指導要綱等の有無について（弥富市提出）　**資料2**

市名		各市の状況
1	名古屋市	【市の指導要綱等の有無】 ・農地転用申請に係る本市独自の指導要綱等はない。 ・転用案件の内容によっては、対応を個別具体的に検討することで事務を進めている。 （例:『駐車場に転用する場合、実現性を確実に担保するものとして利用予定者の一筆を提出させる』『車両から漏れたオイルによって周辺農地に被害が生じないよう責任を持って防除する旨の誓約書を提出させる』など）
2	豊橋市	市独自の指導要綱及び指導基準は整備していません。 例示事案のような「中古自動車置き場」の転用申請については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上、支障がないかどうかを確認するため、転用事業者が市の廃棄物担当課に対し事業計画の説明をしたうえで、申請書の中で担当課職員の確認印をもらうようにしています。 一般的に農地転用申請が出された場合は、農業委員等による現地調査を実施し、周辺農地への影響が懸念される場合は、転用事業者に対応策を求めています。（あくまで行政指導の範囲内で） 特に排水施設に関しては、近年の想定を超える雨量への対応について、どこまで求められるかがいつも問題となります。
3	岡崎市	特に指導要綱や指導基準等はありません。 農地転用許可申請において、そのような問題が懸念される場合、隣接農地や周辺の土地に対して悪影響の出ることのないよう、市環境部局等と連携し、油水分離槽を設けるなど、適切に処理できる計画としていただくよう指導しています。
4	一宮市	要綱・基準はありません。 そのような事例・記録等もありません。
5	瀬戸市	要綱等はありません。 困っていることは、 ①青地の個別除外する場合、具体的な要件を定めていないため、その取り扱い ②中山間部の1,000㎡を超える転用による、太陽光発電施設の設置に伴い防草シートを敷設した場合の、雨水排水の取り扱い（自然浸透しないため、大雨時に水量が一気に増す）
6	半田市	無し。特にありません。
7	春日井市	市独自のものはなく、県の通知に準じて指導している。 （資材置き場以外にも今後、太陽光発電のための転用が増えるものと思われる。）
8	豊川市	指導要綱等はありません。質問にもありますように、エンジンオイルが雨水とともに流出ということは充分に考えられ、また、オイル等が地中に染み込むことで、土壌・水質汚染等も想定されますが、県の担当部局である環境保全課が指導等を行ってないとのことなので、市の担当部局及び農業委員会でも指導等を行っていないというのが正直なところです。
9	津島市	市独自の指導要綱はなく、案件ごとに指導事項として対応をお願いしている。
10	碧南市	独自の指導要綱は有りません。 資材置場への転用は、時折ありますが、油の流出などの被害についての苦情はありません。

市名		各市の状況
11	刈谷市	指導要綱等は特にありません。 苦労している点も現在のところ特になく、トラブル等の報告もないのが現状です。以前、資材置き場への農地転用申請の際、農業委員から油分の流出に関するご意見もありましたが、関係土地改良区の排水承諾を得ており、周辺農地に影響があった場合は自ら責任を持って解決する旨の記載も申請書に記載していただいていることを説明し、特に大きな問題として取り上げられておりません。
12	豊田市	当市においても独自の指導要綱、基準等は設けてはいません。 なお、転用件数で多いものは「自己用住宅」、「分家住宅」、「駐車所」です。「資材置き場」、「中古自動車置き場」は少ない状況です。 今まで油分等の流出で問題になったことはありませんが、申請の段階で図面確認、その後、現地調査にて排水計画に問題がないか確認しています。 苦労ではないですが、指導等については、担当者の裁量による差がないよう相談記録を作成し、過去の判断を参考に対応するとともに、疑義があるものについては、担当打合せを開き統一した対応方法を検討しています。
13	安城市	本議題のような、通常の転用申請にかかる市独自の指導要綱はないが、粘土採掘行為に伴う農地転用（一時転用）については、別添のとおり設けている。 抱えている問題は貴市と同様であり、苦労する点は案件により異なるが、有事の際には許可権者である愛知県と協議しながら適宜対処している。
14	西尾市	市独自の指導要綱等はございません。 当市においては油分、オイル等の流出の恐れのある案件はそれほどありません。そのため、そのような案件が出てきた場合には、同様にお願いをすることとなり、従わない場合の対応は難しいものになると思われます。 ただし、そのような場合でも、申請書に「万一周辺農地などに被害を及ぼしたときは、当方で責任を持って解決する。」との記述は必ず記入していただいており、その部分を詳細に記入いただこうと思っております。
15	蒲郡市	蒲郡市独自の指導要綱はありません。 本市においては近年、太陽光発電設備設置による農地転用の許可申請が増加しております。その中でも営農型発電設備の設置であったり、許可不要の農業用施設の屋根にパネルの設置であったりと手法も多岐に渡るので、相談を受けた際に回答に悩ましく苦労しております。 また、本市では現在、違反転用の土地が何箇所か見受けられ、その際の対応についても苦慮しております。
16	犬山市	特に定めていない。
17	常滑市	常滑市独自の指導要綱や指導基準はありません。 また、雨水の排水対策については、市担当者の指導により臨機応変に対応しています。 また、申請者に対して、県からも許可する際、雨水対策について指導してもらっており、これまで特に苦労したということはありません。
18	江南市	当市では、金属リサイクル業など特に排水による汚染が懸念される場合について、市環境課と連携し事前に申請者（事業者）に排水上の配慮を求めています。（特に指導要綱等は設けていません） こうした取組みにより、過去、大きな問題は生じていないことから今後とも継続して取組む予定です。

市名		各市の状況
19	小牧市	小牧市農業委員会においても指導要綱等は特に定めておりません。ただし、申請の時点で油分が流出することが容易に予想できる事案については、周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められ、農地転用の許可基準(一般基準)を満たさないと判断せざるを得ないため、転用者に油水分離槽を設置する等の対策を行ってもらうことは必須であると考えます。 このことに関して苦労していることは特にありません。
20	稲沢市	稲沢市農業委員会で独自の指導要綱・基準はありません。愛知県の農地転用の手引きに準じて事務を進めています。申請段階では、転用後の詳細な利用状況は把握できないため、被害が出ていない状態で必要以上の設備投資を義務づけることはしていません。隣接農地所有者等に転用計画等を説明していただき被害があった場合、適切な対応を取っていただくように指導していますが、実際被害があった場合に説明を聞いていない等の問題もあります。
21	新城市	・独自の指導要綱等について 特段制定しておりません。他課所管の関係法令確認時に指摘等があった事項を申請者につなげ、それに対する調整や手続きの徹底を依頼しております。 ・苦労している点について 直近の事例では、始末書付の転用案件が続いたため、軽微ではあるが反転用状態のものの是正に対して、どの程度の強い姿勢で臨むかに対しての委員の意志統一に苦慮しました。
22	東海市	転用案件の土地が農用地区域の場合は、市農務課によって排水計画等を確認し、農振法第13条第2項の要件を満たさない農業的土地利用への支障があると判断される計画については改善等の指導を行っております。ただし、申請地が農用地区域以外で建築物が無い場合は、市農務課及び市開発部局が確認することがなく、独自の指導要綱等も定めておりません。 転用申請の際には、申請地が土地改良を実施した区域内の場合は工区長等の同意、隣地が農地の場合は土地所有者の承諾書の添付をお願いしておりますが、義務では無いことから、承諾等がないまま計画を実施することも可能であり、貴市と同様な問題が起こり得ることが懸念されます。
23	大府市	市独自の指導要綱等はありませんが、転用相談時の早い段階から業者より事業内容について聞き取りを行い、県へ相談し、対応をしております。
24	知多市	当市では独自の指導要綱等は定めておりません。
25	知立市	指導要綱等はない。強制力がないことが問題。
26	尾張旭市	・本市に独自の指導要綱等はありません。 ・苦労している点は、「駐車場」の転用案件の場合、その必要性や事業の担保性を判断する基準が無いことから、事業者に対して行政指導する際の対応が難しいことです。
27	高浜市	・指導要綱や指導基準はありません。 ・農地転用申請受付後に周辺農地への影響がないか事務局と農業委員で現地確認をしていますが、以前から個人の敷地内に用水路が設置されており土地の有効活用ができないため、用水路を埋めて土地利用をしたい申出があり、下流に受益地もあり用水を取水している農家もあることから地元配水総代、明治用水土地改良区等の関係団体と調整し対応に苦労しました。

市名		各市の状況
28	岩倉市	現在、岩倉市では農地転用する際、隣接農地がある場合には、隣接農地の承諾書をいただいております。 また、市独自の指導要綱や指導基準は策定しておりませんが、周辺農地への影響が懸念される案件については、その懸念が解消されないと農地転用の許可がおりないものと考えており、そのように転用者に対し指導しております。
29	豊明市	・独自要綱等無し。 ・被害防除の対策の有無は、許可相当の判断に大きな支障を生じる旨、申請者に伝えている。
30	日進市	農地転用に関する独自の要綱はないが、農地に限らず500㎡以上の土地の用途や区画形質を変更する場合は、市の条例に基づく手続きが必要になるため、その際の協議で排水等が周囲に影響を及ぼさないように指導している。
31	田原市	指導要綱等はありません。
32	愛西市	特になし。油水分離槽等により、処理していただくように指導している。
33	清須市	市独自の指導要綱などはありません。 例示の油分などの農地への流入対策については、市内の、特に市街化農地の利水は用排兼用の側溝を利用する農地が多く、近隣の宅地からの油分の流入はたびたび見受けられます。道路部局、環境部局と協力の下、側溝にオイルフェンスを設置、排出元を特定のうえ指導するなど、その都度対応しているのが現状です。
34	北名古屋市	要綱等は無い。
35	弥富市	提案市
36	みよし市	本市においても同様に指導要綱、指導基準はありません。 また、まちづくり土地利用条例を制定していますが、その中でも規定していません。 対応としては、同様に油水分離槽等設置を周辺農地に影響が無いようにしていただきたい旨をお願いとして対応しております。
37	あま市	市独自の指導要領等はなし。 農地転用の申請書に「万一、周辺農地等に被害を及ぼしたときは、当方で責任をもって解決する。」と記入してもらっており、使用者が責任をもって対応してもらっている。 また、農地転用を行う際には、地元と調整を行って、適切に進めてもらっている。
38	長久手市	農業委員会独自の指導要綱等はありません。このような案件があった場合は、市関係部署や地元関係団体と協議し、そこでの意見を事務局で集約し事業者にお願いしている状況です。